

Title	日本の植民地労働者の強制労働：日独の比較社会史の観点から
Sub Title	Zwangsarbeit der Kolonialarbeiter in Japan im sozialgeschichtlichen Vergleich mit dem Nazi-Deutschland
Author	矢野, 久(Yano, Hisashi)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2008
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.100, No.4 (2008. 1) ,p.987(103)- 1014(130)
JaLC DOI	10.14991/001.20080101-0103
Abstract	<p>日本では強制労働について、現在でもメディアで論議されているだけではなく、強制労働の被害に対する損害賠償をめぐる裁判が進行中である。強制労働の裁判の原告側はドイツの補償政策を模範として補償の論理を展開しているとはいえ、強制労働そのものについて、ナチス・ドイツと日本を比較しているわけではない。本稿では、ナチス・ドイツの強制労働の政策と実態と比較することによって、日本の植民地労働者の強制労働の特徴を明らかにする。考察の中心は、植民地労働者の強制労働政策の策定とその展開過程を追跡することにおかれる。日独の強制労働の共通性を浮き彫りにしつつ、ナチス・ドイツと日本の基本的差異はどこからくるのか、試論的に展開することをねらいとする。</p> <p>Forced labor in Japan is not only a subject discussed by the media, but trials are still in progress concerning compensation for the damages suffered by its victims.</p> <p>The plaintiff-side in the forced labor trials, while developing an argument employing German compensation policies as a model for their own compensation, they are not comparing Japan with Nazi Germany with regard to forced labor per se.</p> <p>This study clarifies the features of forced labor among Japan's colonial workers by comparing Nazi Germany forced labor policies and its realities.</p> <p>At the center of this observation is the tracking of forced labor policy formulation with regard to colonial workers and the development process of this formulation.</p> <p>Moreover, this paper tentatively develops where the fundamental differences between Nazi Germany and Japan exist, while outlining the commonalities between forced labor in Japan and Germany.</p>
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20080101-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本の植民地労働者の強制労働 日独の比較社会史の観点から

Zwangsarbeit der Kolonialarbeiter in Japan im sozialgeschichtlichen Vergleich mit dem Nazi-Deutschland

矢野 久(Hisashi Yano)

日本では強制労働について、現在でもメディアで論議されているだけでなく、強制労働の被害に対する損害賠償をめぐって裁判が進行中である。強制労働の裁判の原告側はドイツの補償政策を模範として補償の論理を展開しているとはいえ、強制労働そのものについて、ナチス・ドイツと日本を比較しているわけではない。本稿では、ナチス・ドイツの強制労働の政策と実態と比較することによって、日本の植民地労働者の強制労働の特徴を明らかにする。考察の中心は、植民地労働者の強制労働政策の策定とその展開過程を追跡することにおかれる。日独の強制労働の共通性を浮き彫りにしつつ、ナチス・ドイツと日本の基本的差異はどこからくるのか、試論的に展開することをねらいとする。

Abstract

Forced labor in Japan is not only a subject discussed by the media, but trials are still in progress concerning compensation for the damages suffered by its victims. The plaintiff-side in the forced labor trials, while developing an argument employing German compensation policies as a model for their own compensation, they are not comparing Japan with Nazi Germany with regard to forced labor per se. This study clarifies the features of forced labor among Japan's colonial workers by comparing Nazi Germany forced labor policies and its realities. At the center of this observation is the tracking of forced labor policy formulation with regard to colonial workers and the development process of this formulation. Moreover, this paper tentatively develops where the fundamental differences between Nazi Germany and Japan exist, while outlining the commonalities between forced labor in Japan and Germany.

日本の植民地労働者の強制労働

——日独の比較社会史の観点から——

矢 野 久

要 旨

日本では強制労働について、現在でもメディアで論議されているだけでなく、強制労働の被害に対する損害賠償をめぐる裁判が進行中である。強制労働の裁判の原告側はドイツの補償政策を模範として賠償の論理を展開しているとはいえ、強制労働そのものについて、ナチス・ドイツと日本を比較しているわけではない。本稿では、ナチス・ドイツの強制労働の政策と実態と比較することによって、日本の植民地労働者の強制労働の特徴を明らかにする。考察の中心は、植民地労働者の強制労働政策の策定とその展開過程を追跡することにおかれる。日独の強制労働の共通性を浮き彫りにしつつ、ナチス・ドイツと日本の基本的差異はどこからくるのか、試論的に展開することをねらいとする。

キーワード

強制労働，日本植民地，ナチス・ドイツ，国民支配，比較社会史

I はじめに

1990 年代以降、日本においては、一方で、アジア・太平洋戦争期に強制連行・強制労働の損害を被った朝鮮人・中国人が、誠意ある態度を示していないとして日本政府・日本企業に対して戦後補償裁判を提起し、他方で、こうした動きに反対して保守的な政治家やメディアが、強制労働はなかった、あるいは「強制性」は存在しなかったとして論陣を張り、歴史教科書での掲載そのものにも反対してきた。日本の強制労働に関する実証的研究を实践し、強制労働被害者の運動を支えてきた歴史家のなかには、2005 年になると、強制性を否定するかのよう「強制」という用語を使わずに『朝鮮人戦時労働動員』という研究書を公刊する歴史家も出てきた。⁽¹⁾ こうした強制労働の被害者にとっては厳しい状況のなかで、松村高夫の『日本帝国主義下の植民地労働史』が公刊された。この書物のなかには、1960 年代・70 年代に発表された日本の強制労働政策とその実態に関する最初の本格的な研究が含まれている。その後の日本の強制労働の制度的特徴づけの基礎を形成した研究である。⁽²⁾

(1) 山田昭二・古庄正・樋口雄一『朝鮮人戦時労働動員』（岩波書店，2005 年）。

(2) 松村高夫『日本帝国主義下の植民地労働史』（不二出版，2007 年）。

一方、日本の強制労働の損害賠償を求める裁判闘争が長年模範としてきた(西)ドイツでは、2000年ようやく強制労働補償基金法が成立した。しかしそれ以前はドイツでは、強制労働は国家間賠償の対象とされ、特殊な「ナチ不正」とはみなされず、それゆえ戦後補償の対象とはされてこなかった。2000年以前においては、日本の裁判闘争でドイツの補償実践を模範とすると、強制労働の損害には補償する必要がない、というドイツの論理に立脚して強制労働損害賠償請求をする、という自己矛盾にあったことになる。日本の強制労働戦後補償裁判の運動体は、2000年以前のドイツの戦後補償の実践を根拠とすれば、日本の強制労働と「ナチ不正」が同じであることを証明する必要があった。2000年以降は、ドイツを見習うということはそれなりの根拠をもつことになった。しかしドイツの強制労働被害者への補償は、「ナチ不正」の一環であったことを認めただけで実行されたことは、看過されるべきではないであろう。2000年以降のドイツの戦後補償を根拠とする場合でも、日本の強制労働がナチス・ドイツの強制労働と同じであることを実証する必要が生じるからである。

こうした問題について筆者はすでに見解を詳らかにしてきたのでここでは割愛するが⁽³⁾、問われるべきは、強制労働の損害に対して戦後補償を実施する論理をどのように構築するかであろう。日本の強制労働の実態を示し、同時にドイツの戦後補償の論理を支えとした議論をもってしては、戦後補償が実施されていない日本の現状を突破できるとは思えない。強制労働の戦後補償を実施する必要性を論理的に示すことが重要であると思われる。そのために有効な作業の一つが強制労働の日独比較であろう。

日本では「ホロコースト」(ユダヤ人虐殺)あるいはアウシュヴィッツ強制収容所がかなり紹介され、その一方で日本の強制労働についてはそれほど知られていないという現象がある。そこから生じうるのは、日本の過去は「ホロコースト」の過去をもつドイツとは異なる、したがって戦後日本はドイツのような戦後補償を実践しなくても当然だという見解である。それに対して強制労働の損害賠償請求を実践している運動体や歴史家はきちんとした反論を展開できていないのではないか、それが偽らざる私の感想である。ナチス・ドイツと日本の強制労働の共通性と差異性を明らかにすることが日本の歴史家の課題の一つではないか、その上で、戦後補償の論理を構築していく必要があるのではないか。こうしたことを念頭に、本稿では強制労働の日独比較をおこなう。

II 予備的考察

ナチス・ドイツの強制労働と比較するに際し、留意しなければならない基本的な制約がある。本

(3) 矢野久「ドイツの戦後責任と戦後補償——強制労働基金の歴史的意義」『ドイツ研究』33・34(2002年6月)、同「ドイツ戦後補償と強制労働補償基金の意義」『三田学会雑誌』第95巻、4号(2003年1月)、同「賠償と補償」『岩波講座アジア・太平洋戦争8 20世紀の中のアジア・太平洋戦争』(岩波書店、2006年)ならびに松村高夫・矢野久編『裁判と歴史学』(現代書館、2007年)参照。

稿をはじめるとあって、あらかじめ以下の点を指摘しておきたい。

第一は日独における資料上の差異である。ドイツでは、30年経過すると公文書の一次資料が全面的に公開される。ここには連邦・州レベルの各省庁、経済団体などの資料群、さらには私企業の文書も含まれる。第二次世界大戦期の強制労働に関する一次資料を駆使した研究は1970年代後半、とりわけ1980年代半ば以降に本格化した。地域や企業レベルあるいは各強制収容所での強制労働の実態が究明されている⁽⁴⁾。一方日本では1960年代半ばに強制労働に関する基本的な研究が公刊され、1970年代には資料集が編纂された。その後1980年代半ば以降、朝鮮人強制連行・強制労働に関する企業レベルでの研究もおこなわれるようになった。また中国人強制労働についても1990年代以降本格化するようになった⁽⁵⁾。とはいえ、研究蓄積においては明らかにドイツを下回っている。その根本的原因の一つは、日本ではドイツのように一次資料の公開がなされていないことにある。

第二は強制労働を研究する現代史家の数の違いである。ドイツでは、資料状況と資料公開の状況に依拠して、企業・地域・ライヒ（Reich, 帝国）レベルの研究を実践している多くの歴史家が存在している。さらに占領地の強制労働に関する研究も進展している。その意味で日独の差異は決定的である。こうした日独の資料状況と研究者数の上での差異はまさに政治文化上の差異を意味している。しかしこうした日本の政治文化的状況は政治的な意思と歴史政策の変更によって克服できる問題でもある。

第三は強制労働の範囲の違いである。ドイツでは、1937年時点のライヒ国境ではなく、オーストリア、ズデーテンランド、ポーランドを併合した「大ドイツ帝国（ライヒ）」がその範囲として想定されており、このライヒへの強制連行、そこでの強制労働が問題とされ、統計的にもその数値が前提とされている。日本でいえば、台湾、朝鮮半島、さらには「満州国」などでの強制労働も含まれることになる。ところが、これまでの日本における研究のほとんどは、日本本国への強制連行・強制労働のみを対象としており、統計数値の日独絶対比較は、ナチス・ドイツと比較して日本の強制労働を過小評価することになりうる。

ナチス・ドイツのホロコーストがあまりにも歴大な犯罪であるため、国際比較には慎重を期すべきであるが、以上のような研究上の前提条件が異なるため、なおさらのこと、強制労働の日独比較は慎重を要する。こうした制約を考慮しつつ、本稿では強制労働の日独比較をおこなう。強制労働に関連した日独の比較研究は皆無に近いというのが現状であるため、こうした試みは無駄ではないであろう⁽⁶⁾。

(4) 矢野久『ナチス・ドイツの外国人——強制労働の社会史』（現代書館、2004年）参考文献参照。

(5) 山田・古庄・樋口『朝鮮人戦時労働動員』第一章参照。伊藤一彦「中国人強制連行・強制労働」田中明編『近代日中関係史』（日本経済評論社、2002年）。Hisashi Yano: “Die Zwangsarbeiterdiskussion in Japan”, in: *Zeitschrift für Genozidforschung*, 7. Jg./Heft 2, 2006.

(6) 矢野久「強制連行・強制労働の日独比較」『季刊戦争責任研究』第33号（2001年秋季号）。Mark Spoerer: “Zwangsarbeitsregimes im Vergleich. Deutschland und Japan im Ersten und im Zweiten

III 戦時体制以前の時代

外国人労働者という観点から、戦時体制期以前の日独を比較することで浮び上る違いの一つは、ドイツでは外国人労働者の存在には長い歴史があったということである。第二帝政期以降に限定しても、ドイツ東部農業地域での外国籍ポーランド人、さらにはルール工業地帯でのプロイセン籍ポーランド人の存在はよく知られている。外国人労働者は労働力供給源、低賃金労働力、またドイツ人の社会的上昇の可能性を与えるものとして不可欠の存在であった。⁽⁷⁾ それに対し日本ではこうした意味での外国人労働者は存在しなかったといえよう。日本はこうした外国人労働者の経験をもっていなかったのである。

20世紀における外国人労働者政策という観点からみても、日独の違いは確認できる。ドイツでは、ヴァイマル期に、労働組合が外国人労働者問題に関与するようになったことである。第一次世界大戦期に労働を強いられた外国人労働者を帰国させ、外国人労働者の新規流入を阻止すること、それと同時に、離村のため労働力不足にあったドイツの東部農業資本の農業労働力需要に対処することが、ヴァイマル共和国の労働力政策上の課題となった。⁽⁸⁾

ヴァイマル期の外国人労働者規制の制度的枠組みは、秩序政策上の外国人規制と労働市場政策上の外国人労働者就業規制からなる。秩序政策上の外国人規制では、1920年に外国人労働者国内資格証明が導入され、1921年には国内資格証明と外国人就業許可手続きが結合されるにいたった。労働市場政策では1922年の職業紹介法によって、個別資本に対する規制として制度化された。外国人労働者の導入・追放が国家の決定に、その一方で、外国人労働者雇用許可が労資対等委員会に委ねら

Weltkrieg”, in: *Zwangsarbeit im Europa des 20. Jahrhunderts*, hrsg.v. Hans-Christoph Seidel und Klaus Tenfelde, Essen 2007. 後者は第一次世界大戦期のドイツと第二次世界大戦期の日本を比較している。

(7) ここでは邦語文献のみをあげておく。飯田収治「『プロイセン渡り』の季節労働者について(上・下)」『人文研究』(大阪市立大学文学部紀要)43・7(1991年), 44・12(1992年), 同「帝政ドイツにおける『外国人移動労働者』の問題」『人文研究』(大阪市立大学文学部紀要)46・11(1994年)。足立芳宏『近代ドイツの農村社会と農業労働者』(京都大学学術出版会, 1997年)。伊藤定良「国境を越える労働者——第一次世界大戦前ドイツのポーランド人移動労働者」(増谷英樹・伊藤定良編『越境する文化と国民統合』東京大学出版会, 1998年所収)。柴田英樹「プロイセン領ザクセン州の製糖業における農業労働者の存在形態(上・下)」『経済学論纂』(中央大学)363(1995年), 37・1・2(1996年), 同「第二帝政期ドイツにおける外国人労働者」『近代ヨーロッパの探求① 移民』(ミネルヴァ書房, 1998年)。矢野久「他者としての外国人労働者」川越修・矢野久編『ナチズムのなかの20世紀』(柏書房, 2002年)。

(8) Ulrich Herbert: *Geschichte der Ausländerbeschäftigung 1880 bis 1980. Saisonarbeiter, Zwangsarbeiter, Gastarbeiter*, Berlin/Bonn 1986, S.114 f.; Knuth Dohse: *Ausländische Arbeiter und bürgerlicher Staat. Genese und Funktion von staatlicher Ausländerpolitik und Ausländerrecht vom Kaiserreich bis zur Bundesrepublik*, Berlin 1985, S.85 ff., S.88 ff.

れ、資本の専断性が制限されることとなった。外国人に対しドイツ人労働者を優先する原則も確立された。⁽⁹⁾

しかしこの制度的枠組みはヴァイマル末期には崩壊する。ナチスの政権掌握直前の 1933 年 1 月 23 日、外国人労働者の「労働許可」義務制が導入され、労働行政が労働許可権、募集・紹介を独占することとなった。労資対等委員会は外国人労働者雇用許可を付与する権限から排除され、労働行政に中央集権化された。外国人警察上の規則も、1932 年 4 月、滞在権が法制化され、追放権は行政当局に中央集権化された。警察当局と労働局の連携によってドイツ労働市場の保護がもくろまれることとなったのである。⁽¹⁰⁾

一方、すでに 1910 年の「韓国併合」を機に朝鮮を植民地化した日本は、警察制度を強化している。一府郡一警察署・一面一駐在所の方針のもとで警察の制度化がめざされ、99 の警察署が 251 に、532 の駐在所が 2,354 にまで急増した。それ以降この水準で維持されている。⁽¹¹⁾ その一方で土地調査事業を断行して歴大な土地を朝鮮農民から収奪した。朝鮮農民を土地から分離させ、食料収奪政策によって朝鮮農民の貧困化をはかり、日本への米移出とならんで、朝鮮人を日本へ排出する政策を展開した。⁽¹²⁾

こうして朝鮮の農民は都市下層貧民へと転落し、日本へ出稼ぎ渡航する条件が生みだされた。朝鮮総督府は日本への渡航に過剰労働力排出の可能性を見出したが、しかし日本政府は、国内の景気動向と治安維持という観点から、1925 年に朝鮮人「渡航阻止制」を導入している。以降、縁故を介した朝鮮人が増加した。⁽¹³⁾

ドイツとは異なり、第一次世界大戦以降も朝鮮人労働者の需要は継続し、朝鮮での労働者募集を引き起こした。在日朝鮮人労働者数も 1920 年代末には 30 万人へと急増し、彼らは日本社会の底辺に編入されていった。職業構成でみれば、土建業日雇人夫が 5 割強も占めた（1929 年全国平均）。1930 年代には、日雇人夫の比率が低下し、職工の比率が上昇している。また在日朝鮮人が定着化する傾向も示している。⁽¹⁴⁾

(9) Herbert: *Geschichte der Ausländerbeschäftigung*, S.116 f.; Dohse, S.92 ff., 98 ff., 114 ff.

(10) Herbert: *Geschichte der Ausländerbeschäftigung*, S.117 f.; Dohse, S.106 ff.

(11) 山田・古庄・樋口『朝鮮人戦時労働動員』, 80 頁の表参照。

(12) 松村高夫「日本帝国主義下における植民地労働者——在日朝鮮人・中国人労働者を中心に——」『経済学年報（慶應義塾経済学会）』（10, 1967 年）, 同『日本帝国主義下の植民地労働史』（不二出版, 2007 年所収）, 38 頁以下。浅田喬二編『近代日本の軌跡 10 「帝国」日本とアジア』（吉川弘文館, 1994 年）。

(13) 松村『植民地労働史』, 38 頁以下, 49 頁以下。西成田豊『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』（東京大学出版会, 1997 年）, 13 頁以下, 49 頁以下, 167 頁以下。

(14) 松村『植民地労働史』, 59 頁以下。西成田『在日朝鮮人』, 41 頁以下, 49 頁以下, 83 頁以下, 104 頁以下, 121 頁以下。杉原達『越境する民』（新幹社, 1998 年）朝鮮人失業者については、加瀬和俊

在日朝鮮人の生活は良好ではなく、朝鮮人労働争議が1929年以降急増し、労働争議の20%ぐらいを占めていた。それゆえ、在日朝鮮人に対する秩序政策も1930年代に入ると変化している。満州侵略以降、朝鮮人に対する渡航制限も国家権力による統制が強化され、1934年10月の閣議で「朝鮮人移住対策」が決定された。在日朝鮮人の生活「改善」が意図され、警察が中心となって日本人への「同化」政策が推進されることとなった。⁽¹⁵⁾

戦時体制以前の時期における日独の外国人労働者政策の差異は、ドイツが、19世紀末以降の経験を踏まえて、外国人労働者の秩序規制・労働力規制政策を展開して自国民労働市場を優先するようになったのに対し、日本は、植民地朝鮮では植民地労働者を排出する条件を強める政策を展開しつつ、日本本国では経済的観点と秩序政策的観点双方から朝鮮人労働者政策を実践していた点にある。その一方で、外国人労働者・植民地労働者の秩序政策上の規制政策においては警察が中心的な役割を果たしたという点で日独は共通していた。

IV 日独労働力動員の統計的考察

まず両国における国内労働力の利用の程度を比較し、その差異が意味するところを検討しておく。第二次世界大戦期ドイツでは、ドイツ人男性が軍に召集される一方、ドイツ人女性就業者数はほとんど変化していない。ナチ政権誕生10周年の1943年1月30日に宣言された、男女の別なくドイツ人を戦時経済に動員せんとする「労働総動員体制」によっても、この事態に変化はなかった。「労働総動員体制」の意義は、むしろそれが宣言されたことにあった。中上流社会層の未就労女性に対するドイツ人就労女性の不平・不満を解消することが「労働総動員体制」宣言の目的であった。というのもこの不平・不満はナチ党親衛隊(SS)情報部によってナチ体制に対する批判として受け止められ、ナチ国家指導部に情報として報告されており、国民内部からの体制批判が広範に存在していたと認識されていたのである。この体制批判を解消すべくドイツ人を戦時動員する宣言が出される一方で、中上流社会層の未就労女性を実質的に労働動員できず、彼女たちの動員による不平・不満の発生を防ぐザル法であった。こうして就労女性のみならず就労ドイツ人の体制批判を封じ込めることはできなかった。⁽¹⁶⁾ ナチ国家指導部はドイツ人女性を労働動員できなかったのである。

「失業者救済公共土木事業における就労者選別方式と朝鮮人登録者」大石嘉一郎編『戦間期日本の対外経済関係』(日本経済評論社、1992年)参照。

(15) 松村『植民地労働史』、67頁以下。西成田『在日朝鮮人』、70頁以下、110頁、148頁以下、179頁以下。

(16) 矢野久「大戦期ナチス・ドイツにおける女性労働動員」(上)『三田学会雑誌』第83巻第1号(1990年4月)、(下)『三田学会雑誌』第83巻第4号(1991年1月)。同『ナチス・ドイツの外国人』、50頁以下。

ナチ国家指導部は、ドイツ人女性保護のイデオロギーの存在と同時に、ドイツ国民の体制批判の目を考慮せざるをえなかったがために、ドイツ人女性の重点的労働動員を実行することはできなかった。それはナチ体制の国内支配のあり様、誤解を恐れずにいえば、脆弱性を含意するものでもあった。ドイツ国民を戦時体制に労働動員しえない状況のなかで、ナチ国家指導部は、外国人労働者を徹底利用する方向で労働力政策を展開していった。⁽¹⁷⁾

ドイツでは、1942年以前には外国人労働者（特にポーランド人）は主として農業部門に配置されていたのに対し、それ以降は、工業部門での外国人労働者数が急増している。1944年には工業部門の就業者のほぼ三人に一人が外国人労働者である。1944年8月現在での外国人労働者は760万人を超えた。国別で見るとソ連人の267万人を先頭に、ポーランド人169万人、フランス人125万人とつづいている。⁽¹⁸⁾

それに対し日本では、戦時時期に新たに日本本国へ労働動員された朝鮮人の数は、約67万人と推定される。割当数907,697に対する移入比率は73.6%である。内訳は炭鉱48%（318,546人）、金属鉱山11%（75,749人）、土建業16%（107,327人）、工場他25%（166,062人）である。中国人は約4万人が日本本国に強制連行された（内訳は炭鉱34.1%、金属鉱山19.5%、土建業28.3%、港湾荷役15.8%）。⁽¹⁹⁾日本では、土建業・鉱業・荷役業・工業など、農業以外の直接間接に軍需に関連する部門に集中して動員された。この構造はナチス・ドイツでも戦時時期後半期に確認できる。

日本における強制労働の特質の一つは、日本人の潜在的労働力群の仮借なき利用と並行していた点である。ドイツでは、「全般的労働義務制」を徹底しえない状況のなかで、ドイツ人ではなく、外国人労働者を徹底利用する方向で労働力政策を展開していたのとは対比的に、日本では、日本人の「国民徴用」の強化に加えて、これまた日本人の女子勤労働員、学徒勤労働員を展開し、日本国民を強度に労働動員の対象とすることができた。日本人を戦時体制に組み込むことに成功し、その上で日本本国への朝鮮人・中国人の強制連行と労働力動員を一層強化した。

1939年以降「労働動員計画」が立てられ、同時に国民徴用が開始された（現員徴用）。1941年以降は新規徴用が開始され、徴用範囲が拡大・強化されていった。しかし、徴用によっても労働力不足は根本的には解決されず、翌年5月には、労働力ある国民の動員をめざす「国民動員計画」に変更されている。日本国民のさらなる労働動員が学徒動員（勤労働員、女子勤労働挺身隊）という形で実践され、敗戦時の動員学徒数は343万人、女子挺身隊47万人となった。1943年7月には年齢制限

(17) 矢野『ナチス・ドイツの外国人』、39頁以下。

(18) Ulrich Herbert: *Fremdarbeiter. Politik und Praxis des "Ausländer-Einsatzes" in der Kriegswirtschaft des Dritten Reiches*, Berlin/Bonn 1985, S.271. 矢野『ナチス・ドイツの外国人』、28頁以下。

(19) 山田・古庄・樋口『朝鮮人戦時労働動員』、68頁以下。『資料中国人強制連行』（明石書店、1987年）、622頁、668頁以下。

と期間が拡張され、その後、国民登録の範囲も拡大された。また「女子勤労挺身隊」も強制出動が可能となり、女子にも「徴用」が実施されるにいたった。1944年度「国民動員計画」のほぼ7割を学生・生徒の動員が占めていたことが示すように、日本人が労働動員の中心的役割を果たしていたのである。⁽²⁰⁾

しかも学徒動員された青少年たちは労働モラルと社会への同一化という点でも高く評価された。労働モラルの面では新規徴用工は問題視されていたとはいえ、企業の経営内支配、国家の国内的支配が問題となっていたわけではなかった。⁽²¹⁾この支配のあり様、あえていえば安定性という意味でドイツと大きく異なる。ドイツ国民のナチ体制に対する批判的態度が、ドイツ国民の労働動員の螺旋的強化を許さず、それゆえナチ国家指導部は、外国人労働者の大量存在を背景に、戦況と労働市場状況に対応して、外国人労働力調達政策を展開した。それに対し日本においては、日本人の労働力源を汲みつくしつつ、植民地朝鮮、さらに中国へと労働力源の対象を拡大していった。日本人の労働力源を利用しつくす政策を遂行するだけの国民支配の強さがここにはみられる。国内の矛盾を国外への帝国主義的拡張という形で問題解決する方向性は日独双方に存在していた。しかし国内の矛盾は支配の不安定性とは位相を異にし、あえていえば、国内の矛盾の深刻さの度合いが支配の安定性・不安定性と関連していたのであり、この支配の安定性という意味で日独の重要な差異が確認できる。

V 戦時期ナチス・ドイツの外国人強制労働

ナチ国家指導部は政権掌握後、即座に共産主義者をはじめとして社会民主主義者さらには民主主義者を弾圧していった。ナチスにとっての「共同体の異分子」を物理的に排除したのである。共同体の異分子はこれに止まることはなかった。その延長線上に1935年の「ニュルンベルク法」制定があり、これによってユダヤ人を排除することが制度として可能となった。しかしナチ国家指導部はこれらの一連の異分子を排除することによって、国内支配の安定性を確保できたわけではなかった。ナチ国家指導部は1936年の四力年計画により経済的再軍備を開始し総力戦準備態勢に入ったが、これはドイツの国境を前提としたアウトタルキーではなく、生存圏の拡大によるアウトタルキーである。労働動員は1938年以降の「労務義務制」導入で可能となったとはいえ、ドイツ国民に限定されていた。外国人労働者に対しては、秩序政策上は、1938年8月の「外国人警察令」が、「公共の利益」と「国家の安全」を根拠として外国人に対する滞在裁量権を警察当局に与えた。しかし外国人労働者にドイツでの労働を強いるには不十分であったため、1939年9月の「外国人取扱令」がこ

(20) 松村『植民地労働史』, 80頁以下。東條由紀彦「労務動員」原朗編『日本の戦時経済』(東京大学出版会, 1995年)。原朗「日本の戦時経済——国際比較の視点から」原朗編『日本の戦時経済——計画と市場』(東京大学出版会 1995年), 16頁以下。

(21) 東條由紀彦「労務動員」, 268頁以下。

の機能を果たすものとされた。⁽²²⁾ 1939年9月1日、ドイツ軍がポーランドに侵略したときには、外国人に対する治安政策上の秩序規則の制度的枠組みは存在していた。

一方、労働力政策上の制度的枠組みは、協定に基づく外国人労働者政策と抑圧的な強制的な外国人労働者政策とからなっていた。⁽²³⁾ ここでは後者についてのみ考察する。

1939年9月のポーランド侵略開始後ただちに労働行政機構の組織化に着手したドイツは、抑圧的な強制的な外国人労働力政策を、戦況と労働市場状況に応じて段階的かつ一層強制的に策定していった。ナチスの労働力政策はイデオロギー的人種政策ならびに植民政策と密接に関連しており、もともとは人種主義的（民族差別主義）な人口移動計画が構想されていた。それは、①ソ連在住の民族ドイツ人のポーランド西部への入植計画、②ポーランドにおける人口改造計画、③東方へのユダヤ人追放政策という三つの柱からなっていた。大戦勃発時の東欧人口改造構想はこの三つの課題の間を揺れ動き、人種政策と植民政策はとりわけ労働力の確保など経済的諸問題と矛盾するようになり、⁽²⁴⁾ 容易に実行されたわけではなかった。

ドイツは「東部編入地域」では労働義務制を導入し、「ポーランド総督府」では、1940年1月、100万人にドイツ帝国内での労働を命じた。3月にはSS全国指導者兼内務省ドイツ警察長官ハインリヒ・ヒムラーは「ポーランド人布告」を発し、ドイツ帝国で働かせるポーランド民間人の労働・生活諸条件に種々の民族的な抑圧を加えた。1941年春、約84万人のポーランド人が労働を強いられ、うち73%が農業部門であった。一方、1940年5月の西部戦線開始により、主としてフランス人戦争捕虜がドイツに強制連行され、1940年10月には約120万人の「西欧戦争捕虜」が労働を強いられている。ポーランド人とは異なり、⁽²⁵⁾ ほぼ半分が非農業部門に配置されていた。

一方大規模な植民構想については、ナチ国家指導部は1940年2月の時点で放棄したものの、対仏戦の勝利で意を強くして、ヒムラーは、ユダヤ人を追放することによって、ポーランド人の追放先と民族ドイツ人入植のための空間を確保するという構想により、追放ないし浄化による人種（民族）的選別への前提を構築するにいたった。1940年末から41年はじめに、ヒムラーと治安警察・保安部長官ラインハルト・ハイドリヒは民族ドイツ人の再入植をめざして、100万人以上のポーランド

(22) Dohse, S.122 ff.

(23) イタリア人労働者については、Luigi Cajani/Brunello Mantelli: “In Deutschland arbeiten: Die Italiener – von der ‘Achse’ bis zur Europäischen Gemeinschaft”, in: *Archiv für Sozialgeschichte*, Bd.32, 1992; *Proletarier der “Achse”. Sozialgeschichte der italienischen Fremdarbeit in NS-Deutschland 1937-1943*, Berlin 1997. 矢野「日独比較」参照。

(24) Christopher R. Browning: *Judenmord. NS-Politik, Zwangsarbeit und das Verhalten der Täter*, Frankfurt a.M. 2001, S.14 f., 17 ff. 総督府での混乱については、Bogdan Musial: *Deutsche Zivilverwaltung und Judenverfolgung im Generalgouvernement*, Wiesbaden 1999, S.110 ff.

(25) 矢野「外国人強制労働への道——『電撃戦』構想の下のドイツにおける労働力動員」『三田学会雑誌』第81巻第2号（1988年7月）、90頁以下。同『ナチス・ドイツの外国人』、57頁以下。

人を一年以内に総督府へ追放する計画を立て、同時にソ連への攻撃を射程に入れはじめた。⁽²⁶⁾

1941年に入るや、ナチス・ドイツはソ連の農産物や原料等の略奪を本格的に検討したが、この対ソ戦構想においては、ソ連の諸民族に対する人種の優越観に裏打ちされて、ソ連人の生命、したがって労働力は考慮されていなかった。ドイツでソ連人戦争捕虜を配置投入しようとする最初のイニシアティブはルール鋳業界によるものであるが(1941年6月末)、しかし全体としてみると、産業界は1941年夏の時点ではソ連人戦争捕虜の労働配置にはなお疑念を懐いていた。国防軍もこの時点では東部戦線の兵員の解除に解決策をみており、ソ連人戦争捕虜の労働配置にはそれほど関心を示していなかった。⁽²⁷⁾

ソ連人を労働動員の対象としないこの労働力政策は、ドイツ経済の総動員を回避しながら、生存圏ないし原料と食糧基盤の拡大によってドイツの内政問題を解決しようという電撃戦構想と関連している。しかしその一方で、二つの要因、すなわち、①ナチ国家指導部の持つ人種主義(民族差別主義)的イデオロギー、②ドイツ国民のナチ体制に対する態度がソ連人労働動員によって批判的になる恐れ・不安によっても規定されていた。⁽²⁸⁾

ソ連人戦争捕虜のドイツへの大量労働配置へと政策転換をもたらしたのは、直接的には東部戦線における戦況である。1941年9月末には、作戦の終了はもはや考えられなくなり、東部戦線の陸軍兵力の越冬と労働力不足の早急な緩和のために、ドイツ戦争経済は転換が必要となった。国防軍国防経済軍需局が集団配置でのソ連人戦争捕虜を許可するように要求し、ライヒ労働相もSSに対し

(26) "Denkschrift Himmlers über die Behandlung der Fremdvölkischen im Osten (Mai 1940)", in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, V, 1957, S.197; Browning: *Judenmord*, S.24 ff.; Götz Aly: "Judenumsiedlung' Überlegungen zur politischen Vorgeschichte des Holocaust", in: *Nationalsozialistische Vernichtungspolitik 1939-1945. Neue Forschungen und Kontroversen*, hrsg.v. Ulrich Herbert, Frankfurt a.M. 1998, S.89 ff.; Browning: *Judenmord*, S.31 ff.

(27) 以下の叙述については *Der Prozeß gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof*, 42 Bde., Nürnberg 1947-1949; Nachdruck: München/Zürich 1984; Records of the U.S. Chief of Counsel for War Crimes, Nuremberg Military Tribunals, re Nazi Industrialists. (NI); *Trials of War Criminals before the Nuernberg Military Tribunals*, 15 Bde., Washington 1949-1954 の資料の他に Goerg Thomas: *Geschichte der deutschen Wehr- und Rüstungswirtschaft 1918-1943/45*, hrsg.v. Wolfgang Birkenfeld, Boppard 1966; Alexander Dallin: *Deutsche Herrschaft in Russland*, Königstein/Ts. 1981; Hans Pfahmann: *Fremdarbeiter und Kriegsgefangene in der deutschen Kriegswirtschaft 1939-1945*, Darmstadt 1968; Dietrich Eichholtz: *Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939-1945*, 3 Bde., Berlin (O) 1969 - 1996; Nachdruck: München 1999; Christian Streit: *Keine Kameraden. Die Wehrmacht und die sowjetischen Kriegsgefangenen 1941-1945*, Bonn 1991 (1978¹); Herbert: *Fremdarbeiter*; Mark Spoerer: *Zwangsarbeit unter dem Hakenkreuz. Ausländische Zivilarbeiter, Kriegsgefangene und Häftlinge im Deutschen Reich und im besetzten Europa 1939-1945*, Stuttgart/München 2001 などをもとにしている。ここでは詳細な注記は略す。矢野『ナチス・ドイツの外国人』, 64頁以下。

(28) 矢野『ナチス・ドイツの外国人』, 66頁。

ソ連民間人の労働配置を提案していた。⁽²⁹⁾

このような準備段階を経て、ヒトラーは1941年10月末、ドイツ経済におけるソ連人戦争捕虜の大規模労働配置を決定した。この「総統布告」はソ連人戦争捕虜の労働力としての価値をはじめて認めるもので、戦争経済をいかに貫徹していくかという観点が優位に立ったことを示している。直後の11月7日、四カ年計画全権ヘルマン・ゲーリングはこの総統布告細則を決め、ソ連人戦争捕虜のみならずソ連民間人の労働動員をも含めた。ゲーリング細則は、ソ連民間人をソ連戦争捕虜と同等に扱うこととし、監視下での収容、ドイツ人からの隔離とマークの付帯、さらに「閉鎖的な集団配置」の原理を適用した。ドイツ人労働者を職長とするソ連人だけの「ソ連人職場」を理想とした。ドイツ人を「主人」、ソ連人を「臣下」として厳格なヒエラルキーを達成し、ドイツ人労働者がソ連人と連帯を形成することを阻止し、同時に、ドイツ人労働者をナチ体制に統合することをもくろんだ。しかしこの政策転換はすぐに末端まで行き渡り、実施されたというわけではない。この時期にはすでに多くのソ連人戦争捕虜が戦場で射殺されたり、捕虜収容所で餓死したり、ドイツへの移送中に死亡したり、あるいはドイツでの捕虜収容所で生命を奪われていた。⁽³⁰⁾

ここにみられるのは、一方で、ソ連人をドイツで大量に労働動員し、ドイツ戦争経済に必要な労働力を確保する経済的観点と、他方で、残忍に扱う人種主義（民族差別主義）的・イデオロギー的観点とが同時存在する構造である。1942年2月、ヒムラーは「東方労働者布告」を公布し、先の「ポーランド人布告」を範にして、ソ連民間人に対する抑圧的規制措置を講じた。⁽³¹⁾

しかしポーランド人・ソ連人を対象とする、徹底した抑圧的労働動員という方策は、ドイツの戦時経済体制への転換、具体的には1942年2月・3月のシュペーア（軍需相）＝ザウケル（「労働配置総監」）体制の成立以降、一定の変更を余儀なくされる。人種主義（民族差別主義）的な基準によって最低の労働・生活諸条件におかれたソ連人労働者に対しても、「労働能率原理」が提要され、場合によっては食料・処遇での改善がみられた。しかし規律違反行為は「強制収容所」への道を意味し、低い労働能率は「死」を意味するもので、労働能率と規律化が不可分に結びついていた。⁽³²⁾

労働力源として最重視された東部占領地域での労働力調達は、占領地域自体での労働配置とドイツへの労働動員とを目的とするものであった。1942年春、両者の矛盾は明確なものとなり、秋には

(29) 矢野『ナチス・ドイツの外国人』、67頁以下。

(30) 矢野『ナチス・ドイツの外国人』、69頁以下。

(31) 矢野久「外国人労働者の強制連行・強制労働——1941/42年を中心に」井上他著『1939——ドイツ第三帝国と第二次世界大戦』（同文館、1989年）、209頁以下、217頁以下。同『ナチス・ドイツの外国人』、74頁以下。

(32) 矢野「外国人労働者の強制連行・強制労働」、214頁以下、229頁以下。同「第二次世界大戦期ドイツにおけるソ連人労働者政策の転換」（上）『三田学会雑誌』第84巻第3号（1991年10月）、20頁以下、26頁以下。同「第二次世界大戦期ドイツにおけるソ連人労働者政策の転換」（下）『三田学会雑誌』第84巻第4号（1992年1月）、164頁以下、177頁以下。同『ナチス・ドイツの外国人』、82頁以下。

調達そのものが困難となっていた。1943年3月にはドイツへの労働動員が優先され、SSと警察が強制連行においても重要な役割を果たすことになった。⁽³³⁾

ドイツへのソ連住民の大量労働動員は殺害と裏腹の関係にあり、強制と残忍性が存在していたが、同様に、ユダヤ人絶滅と強制収容所体制も外国人労働動員と複合的な関係にあった。以下の諸点を指摘しておく。⁽³⁴⁾

第一に、絶滅収容所建設とユダヤ人大量絶滅の方針は、ドイツへのソ連人労働動員の決定とほぼ同時期であり、その実行は別の権力集団によるものであり、大量のソ連人労働者を労働力として利用できることを前提としていた。第二に、労働配置総監による労働力調達機構の統一化は強制収容所を含まず、強制収容所囚人はSS経済管理本部の権限におかれ、権力構造の多頭性がみられる。第三に、外国人労働力調達が困難となり、ドイツでのソ連人労働者政策を本格的に変更するようになったが、それには1942年秋の強制収容所の機能変化が対応していた。SSは、強制収容所の支所建設と囚人の工場派遣に自らの活動を限定せざるをえなくなり、強制収容所システムの拡大と囚人数の増大に重点をおくようになった。ゲッター・絶滅収容所の解体は、この機能変化と密接な関係にあった。第四に、強制収容所囚人数は1945年初頭には75万人にまで増加し、彼らとはりわけ航空機産業など軍需工業に外国人労働者とならんで強制労働を強いられた。ユダヤ人や強制収容所囚人だけではなく、外国人労働者も強制労働と絶滅の脅威の中で生活せざるをえなかった。

総じて外国人強制労働体制は、ユダヤ人絶滅・強制収容所体制と相互に関連していた。この相互関連は、ヒトラーを頂点とした全体主義的支配、反ユダヤ主義のイデオロギーの結果ではなく、戦時体制下において、戦況と労働力不足状況を背景とした権力諸集団の多頭制的構造によって特徴づけられる。外国人労働者をドイツ本国へ移送するのか、総督府や東部占領地で配置するのか、あるいは殺害の対象とするのかについて、明確な上からの命令は機能しなかった。国家機構、警察機構、軍部、行政機構がそれぞれ外国人労働動員に関与した。労働力政策に権限をもつ従来の国家機構として労働省・労働局があり、戦争経済の再編成によって新たに設置された労働配置総監がこの国家機構の上に立ち、戦争捕虜に関しては国防軍が、東方民族に関してはSSが、軍需企業での労働動

(33) 矢野「第二次世界大戦期ドイツの東部占領地域での労働力調達」(I)『三田学会雑誌』第85巻第2号(1992年7月), 98頁以下。同「東部占領地域での労働力調達」(II)『三田学会雑誌』第85巻第3号(1992年10月), 138頁以下。同「東部占領地域での労働力調達」(III)『三田学会雑誌』第85巻第4号(1993年1月), 195頁以下。同『ナチス・ドイツの外国人』, 117頁以下。

(34) 矢野久「ナチス強制収容所の史的展開——その成立から1941年まで」『大原社会問題研究所雑誌』423号(1994年2月), 同「ナチス戦時経済と強制労働」『社会経済史学』第60巻第1号(1994年5月), 同「戦時期におけるナチス強制収容所」『三田学会雑誌』第89巻2号(1996年7月), 同「ナチス大量虐殺の構造的考察——強制労働・強制収容所・ユダヤ人虐殺」『三田学会雑誌』第94巻4号(2002年1月), 同『ナチス・ドイツの外国人』第9, 10章, 同「ドイツにおけるユダヤ人虐殺(1941~45年)」松村高夫・矢野久編『大量虐殺の社会史——戦慄の20世紀』(ミネルヴァ書房, 2007年)参照。

員に関しては軍需省が、強制収容所には SS 経済管理本部が権限をもち、それぞれが独自の権限によって労働動員にかかわったのである。

VI 日本の植民地労働力政策

それに対し日本の場合は、ドイツと比較して相対的に国家・軍部・行政の一元的な構造が確認できる。とくに戦争後半期においてより一層、強権的一元的構造が強化されていった。

1937年7月の日中戦争勃発を契機に戦時体制に突入し、植民地朝鮮では日本資本の本格的投資により工業化が本格化しつつ、同時に朝鮮はより明確に食糧と労働力の供給源となった。⁽³⁵⁾しかしながら食糧増産と日本への労働力供給は労働力が不足すると矛盾する。朝鮮総督府は両者の統合を重要視したのに対し、日本企業は労働力を確保することが重要であった。植民地朝鮮から日本へ朝鮮人労働力を導入するイニシアティブは企業ないし業界がとった。1937年8月、石炭鉱業会や土建業界は朝鮮人労働者を日本へ「移入」することを要望している。しかし1938年7月の時点では、日本政府は、治安上の社会問題と朝鮮自身の労働力需要を理由に、朝鮮人の導入（「移入」）を認めなかった。⁽³⁶⁾一方植民地朝鮮においては、警察の制度化がさらに進んだ。とりわけ巡査派出所が急増して1937年には242、1943年には325に達している。⁽³⁷⁾

日本政府はその後に植民地労働力を組織的に導入するようになったが、日本国内での労働力供給と対応してそのプロセスは段階的であった。「国家総動員法」による1939年度「第一次労働動員計画」では労働力源は主として日本人に求め、それが不可能な場合に、鉱業と土木建築業に限定して朝鮮人労働者の移入を構想した（計画の7.5%に相当する85,000人の朝鮮人）。治安政策上の配慮から、朝鮮人移住者に協和団体への加入を義務づけ、警察と連携した朝鮮人の皇民化と統制をめざした。朝鮮総督府では、雇用主直接の募集による朝鮮人「集団募集」を命じ、治安政策上、実際の募集は警察が実行した。募集は国が認可する鉱山・炭鉱・土木事業などに限定された。「自由募集」とはいえ、朝鮮各地の警察を背景に応募者を募集し、企業の責任で人選する強制連行であった。⁽³⁸⁾

(35) 山田・古庄・樋口『朝鮮人戦時労働動員』, 127頁。橋谷弘「植民地支配と戦争体制」大日方純夫・山田朗編『講座戦争と現代3 近代日本の戦争をどう見るか』(大月書店, 2004年), 172頁以下。

(36) 西成田『在日朝鮮人』, 241頁。古庄正「朝鮮人強制連行問題の企業責任」『経済学論集(駒沢大学)』第24巻, 第2号(1992年9月), 17頁以下。山田昭次「朝鮮人強制連行・強制労働に対する国家責任と企業責任」『隣国からの告発』(創史社, 1996年), 42頁。

(37) 山田・古庄・樋口『朝鮮人戦時労働動員』, 80頁の表参照。

(38) 松村『植民地労働史』, 75頁以下。山田「国家責任と企業責任」, 43頁以下。西成田『在日朝鮮人』, 242頁。労働力観点ではなく、治安対策の観点を強調し、強制連行の段階ではないと主張する研究として、遠藤公嗣「戦時下の朝鮮人労働者連行政策の展開と労資関係」『歴史学研究』No.567(1987年5月), 2頁以下, 7頁。海野福寿「朝鮮の労働動員」『岩波講座5 近代日本と植民地』(岩波書店, 1993年), 105頁。古庄「企業責任」, 7頁以下。山田・古庄・樋口『朝鮮人戦時労働動員』, 78頁以下。

しかしすでに 1941 年には、植民地朝鮮人の労働力確保が日本への動員と植民地朝鮮での確保との間で矛盾し、朝鮮人の労働動員は政策転換を迫られていた。日本国内では、1939 - 41 年度の「移入計画数」の実行率が 45 % から 66 % にとどまり、41 年度の減耗率が 86.5 % に達し、朝鮮人逃亡の激増に対処する必要があったからである。一方朝鮮では、朝鮮内部で年 42 万人から 44 万人の新規労働力需要があり、その 6 割を農村から調達しようとしたからである。⁽³⁹⁾ このように植民地朝鮮での労働力需要と日本の労働動員とが対立・競合したが、ドイツと比較すると、労働力をめぐる争奪戦という状況には陥らなかったように思われる。1944 年 10 月の時点でさえ、総督府は必要最小限の農業要員を確保し、それ以外の 420 万人強の朝鮮人「過剰人口」を動員可能とみて徴用しようとしたからである。地域レベルでの配給制度と結合した統制制度により、徴用を逃れることは困難を極め、朝鮮人民衆は地域で生きていくために徴用に応じざるをえなかった。とはいえ、広範な消極的抵抗が存在していた。朝鮮人の逃亡が激増していた事実は、植民地朝鮮における日本の支配が安定的ではなかったことを示している。⁽⁴⁰⁾

日本本国では、1941 年秋には、炭鉱業と鉄鋼業での朝鮮人の大量「移入」と熟練工化を決断した。⁽⁴¹⁾ 問題はその朝鮮人労働力の導入に伴う治安政策上の危険性であった。1941 年から 42 年にかけて検討した日本政府ならびに朝鮮総督府は、産業界の労働力確保の要請を背景に、いわゆる「官斡旋」政策の導入を決定した。この「官斡旋」政策は、個別資本ではなく「朝鮮労務協会」を運営主体とし、朝鮮総督府の諸官庁が割当て動員人員を調達し、企業の代理人に引渡す方式である。朝鮮人労働者の供給と輸送を「一元化」することによって、朝鮮から日本への朝鮮人強制連行をより組織的、強制的に遂行する政策であった。⁽⁴²⁾ 一方、在日朝鮮人の増大から生じる治安対策上の問題を、朝鮮では「内鮮」警察の拡充により、日本国内では実質的には特高警察が支配する「中央協和会」による協和会活動の強化によって克服しようとした。厚生省管轄の中央協和会は、内務省警保局と関係が深く、協和会は警察と表裏一体の関係にあった。⁽⁴³⁾ のみならず在日朝鮮人の皇民化も「指導方針」とした。

1943 年には、航空機産業、化学工業、陸上・海上輸送部門にまで朝鮮人労働者の「官斡旋」の認可

(39) 海野「朝鮮の労務動員」、105 頁以下。山田・古庄・樋口『朝鮮人戦時労働動員』、88 - 91 頁。

(40) 山田・古庄・樋口『朝鮮人戦時労働動員』、131 頁、143 頁以下。橋谷「植民地支配と戦争体制」、182 頁以下。

(41) 山田「国家責任と企業責任」、51 頁以下。古庄正「軍需会社の朝鮮人強制連行と企業責任」古庄正編『強制連行の企業責任』(創史社、1993 年)、13 頁以下。古庄「企業責任」、6 頁以下。

(42) 松村『植民地労働史』、81 頁以下。山田「国家責任と企業責任」、50 頁、67 頁以下。海野「朝鮮の労務動員」、105 頁。西成田『在日朝鮮人』、245 頁以下。古庄「朝鮮人強制連行と企業責任」、13 頁以下。古庄「企業責任」、6 頁以下。山田・古庄・樋口『朝鮮人戦時労働動員』、93 頁以下。

(43) 山田「国家責任と企業責任」、62 頁以下。山田・古庄・樋口『朝鮮人戦時労働動員』、217 頁。

が拡大したが、1943年度「国民動員計画」総数239万人のうち、朝鮮人は125,000人で、計画数の5.2%にすぎなかった。1944年に入ると、「官斡旋」と並存して、朝鮮で工場・鉱山の「現員徴用」がおこなわれ、さらに日本への朝鮮人強制連行はこの徴用によって実施された。国家権力が朝鮮人労働者を「行政処分」として徴用し、その後に事業主と雇用契約を結ばせた。また日本の女子挺身勤労働員は同時に朝鮮にも適用された。学校、公官吏や国民総力朝鮮連盟役職者、企業の社員による勧誘を通して動員され、勉学や進学などの甘言、「愛国心」の強調、これらが効を奏しなければ脅迫によって動員された。脅迫などの抑圧と同時に、皇民化教育の少なからぬ効果が確認できる。しかし連行数は割当の半分以下であり、徴用が逆に朝鮮人の逃亡をより一層促したものと考えられる。⁽⁴⁴⁾

ドイツと同様に警察力の行使によって朝鮮人を日本へ組織的に連行し、日本国内で警察力との連携で労働を強制する政策であった。ドイツと異なるのは、朝鮮人を「内なる者」に規律化して「皇民化」する政策であったという点である。この皇民化政策は朝鮮民族の民族性を抹殺するものであり、民族差別主義の一つの形態である。ドイツとの比較でいえば、日本の国民支配のあり様、すなわち安定性がこうした皇民化政策を可能とさせた。同時にそれが功を奏しなければ脅迫という強権的措置が講じられた。とりわけ植民地朝鮮では日本本国ほど支配が安定していなかった。しかし駒込の主張するような、植民地朝鮮での不安定性が日本本国に逆流し、本国の支配を揺るがすという意味の不安定性ではなかった。⁽⁴⁵⁾

VII 東部占領地域

すでに述べたように、ドイツでは東部占領地域は重要な意味をもった。そこは、ドイツ人の入植計画の対象地域であったこと、人種主義（民族差別主義）をもとにして、その地域の民族浄化をはかり、最下層に位置づけられたユダヤ人を追放し、そこにドイツ人を入植させる人口・民族政策、さらにドイツ本国で必要とされた労働力の供給源とするという労働力政策の結節点であったことと関連している。ここではドイツへの労働力徴集を考察する。⁽⁴⁶⁾

(44) 松村『植民地労働史』, 84頁以下。海野「朝鮮の労務動員」, 109頁以下。西成田『在日朝鮮人』, 250頁。古庄「企業責任」, 4頁以下。古庄「朝鮮人強制連行と企業責任」, 21頁以下。山田・古庄・樋口『朝鮮人戦時労働動員』, 103頁以下, 148頁以下, 152頁以下, 157頁以下, 163頁, 173頁以下。

(45) 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』(岩波書店, 2004年), 219頁以下。橋谷「植民地支配と戦争体制」, 189頁。橋谷は日本と植民地との文化・経済構造の「同質性」を強調し、同時に「同一」的異民族支配の実践への植民地住民の反発をも指摘している。190頁以下, 194頁以下参照。

(46) 以下については Roswitha Czollek: *Faschismus und Okkupation*, Berlin (O) 1974; Norbert Müller (Hrsg.): *Okkupation, Raup, Vernichtung. Dokumente zur Besatzungspolitik der faschistischen Wehrmacht auf sowjetischem Territorium 1941 bis 1944*, Berlin (O) 1980; Herbert: *Fremdarbeiter*; ders. (Hrsg.): *Europa und der »Reichseinsatz«. Ausländische Zivilarbeiter, Kriegsgefangene und KZ-Häftlinge in Deutschland 1938-1945*, Essen 1991; Nor-

東部占領地域は文民行政地域と軍事行政地域に区分された。文民行政地域におけるドイツへの労働力徴集方法は、地域分担原則による地域割当制であった。そのための労働力徴集機構としては、762人のドイツ官吏と3,188人の現地住民が活動しており、東部占領地域全体でみると、約500の労働局の存在が確認できる。

しかしすでに1942年中頃以後、東部占領地域での労働力徴集は困難となったばかりではなく、労働力徴集そのものが住民の拒否的態度を生み出し、住民の態度が逆に労働力徴集をより強制的なものにした。こうした住民の拒否的態度とパルチザンへの参加に直面して、軍部は労働力徴集政策を変更するよう行政当局に要請せざるをえなくなったのである。1942年の一年間に東部占領地域の作戦地域からドイツに徴集されたソ連民間人の数は707,357人であったが、東部占領地域の半分強を占める軍事行政区域での155万人のソ連民間人の労働動員と比較すると、それほど多くはなかった。

1943年1月末から2月初めにかけてのスターリングラードでのドイツ軍敗北は、労働力徴集という点でも転機となった。以降、東部占領地域自身の労働力需要に対しドイツ本国への労働力徴集が優先されることとなり、東部占領地域から四ヶ月以内に約100万人をドイツに労働動員する指示が出された。地域分担原則に代わって一定の年齢層を一括して徴集する年齢別原則が導入された。同年夏には、ドイツへの労働力調達を優先させる措置がパルチザン掃討作戦にも波及することとなった。各東部戦闘地域で、ドイツの戦争経済に必要な労働力を確保するため、パルチザン戦においてパルチザンを射殺せず、できるだけ数多くを捕虜とし、ドイツ本国へ連行移送しようとする命令が相次いで出された。

労働力徴集が住民の抵抗によって麻痺させられ、それを避けるために一層、強制的措置が実行され、強制的措置が日常化していた。一方パルチザン掃討作戦も、政策レベルではドイツへの労働力徴集が優先されたが、実際には無差別射殺が実行され、政策とのズレが確認できる。

1944年になるとドイツへの労働力調達の計画は50万人となった。それに東部占領地域での労働力需要が加わった。しかもそれぞれの労働力需要は調整されることなく、各組織の直接交渉に委ねられ、したがって統一性を欠きバラバラに展開されていた。それゆえ、迫りくる撤退に直面して担当権力集団は強暴となった。こうした残忍さをもってしても労働力徴集は困難をきわめた。こうした残忍さに対する住民の拒否的態度にその原因を求めることができる。徴集作戦がすぐに知れ渡り、都市から逃亡し、こうした逃亡を阻止できるほどの力をドイツ軍はもはやもたなかったのである。

こうした問題を抱えながら東部占領地域から大量のソ連人がドイツへ連行された。1944年には東

bert Müller (Hrsg.): *Europa unterm Hakenkreuz. Die faschistische Okkupationspolitik in den zeitweilig besetzten Gebieten der Sowjetunion (1941-1944)*, Berlin 1991; *Die deutsche Wirtschaftspolitik in den besetzten sowjetischen Gebieten 1941-1943. Der Abschlußbericht des Wirtschaftsstabes Ost und Aufzeichnungen eines Angehörigen des Wirtschaftskommandos Kiew*, hrsg. und eingeleitet v. Rolf-Dieter Müller, Boppard 1991. 矢野「第二次世界大戦期ドイツの東部占領地域での労働力調達」(I)(II)(III)。同『ナチス・ドイツの外国人』, 117頁以下。

部占領地域でのドイツ軍の勢力圏はウクライナ西部，西部白ロシア，バルト地域に限定された。こうした戦況にもかかわらず，否それゆえに，1944 年前半期だけで東部占領地域の作戦地域から 38 万人のソ連民間人がドイツに連行されている。

ドイツの東部占領地域は，ドイツに不利な戦況によって，当初の人口改造構想とは異なり，ドイツ本国への労働力調達源へとシフトしつつも，撤退局面に入ると，労働力供給源としても機能を果たさなくなった。1944 年 1 月時点における占領地域全体からの 355 万人動員計画では，東部占領地域からはポーランド総督府を含めて 60 万人の動員が想定されたにすぎず，重点はイタリア人（150 万人）とフランス人（100 万人）に移った。しかしその成果も，イタリアの例が示すように，実際には 75,000 人にすぎなかった。1944 年前半期に 20 万人以上がストライキに参加し，イタリア人が重要な役割を果たした。⁽⁴⁷⁾

VIII 「満州国」

日本においては，ドイツの東部占領地域と同様の位置にあったのが中国東北部，満州であろう。「満州国」は日本から日本人が，朝鮮から朝鮮人が，さらに中国華北部から中国人が移ってきた地域である。満州国における労働力需要の充足と同時に，とりわけ日本人の入植地域として重要な位置をもった地域である。⁽⁴⁸⁾

日本はドイツよりもはるかに早い段階で，総力戦準備に向けた大陸資源を求めて侵略を構想していた。とりわけ関東軍が 1929 年ごろから満蒙領有計画の準備にとりかかっていた。この計画の指導理念は「王道楽土」「五族協和」のイデオロギーであったが，目的は総力戦準備にあった。「満州国」成立後には関東軍は日本の実質的支配権を確立し，満州国を日本の総力戦準備の一環に組み込んだ。一方で抗日闘争を武力弾圧しつつ，他方で「協和会」を媒介に民衆を満州国に統合しようとした。⁽⁴⁹⁾

このように位置づけられた満州国では，三方向からの人の移動がみられる。植民地朝鮮，日本そして中国からである。いずれも関東軍と植民地権力が重要な役割を果たした。労働力確保と治安対策が絡んで人が移動した。ドイツでは国防軍による占領後，文民行政を樹立しつつ，警察行政は SS の管轄下で実行され，軍，行政，SS・警察の分業と錯綜という形で支配が貫徹された。それに対し日本の大陸侵略においては，軍部が満州の軍事・行政全般にわたる指導権，さらに「満鉄」に対す

(47) 矢野「強制労働の日独比較」。同『ナチス・ドイツの外国人』，142 頁。

(48) 「満州国」についての包括的研究として，ルイーゼ・ヤング『総動員帝国——満州と戦時帝国主義の文化』（加藤陽子他訳，岩波書店，2001 年）。

(49) 鈴木隆史「総力戦体制と植民地支配——『満州』の場合」『日本史研究』111 号（1970 年 4 月）（柳沢遊・岡部牧夫編『展望日本歴史 20 帝国主義と植民地』東京堂出版，2001 年所収），50 頁以下，53 頁。駒込『文化統合』，240 頁以下。

る監督権を掌握した。労働者問題と警察業務を同じ「民政部」に設置して、治安維持と日本人の勢力拡大を第一の課題としながら、関東軍 経済調査会主導で満州国における労働統制政策を構想した。1936年以降、関東軍ではなく、拓務省、陸軍省、満州国政府、関東軍などの国家権力が主導して、統一的・組織的な移民政策を遂行していった。⁽⁵⁰⁾

しかし大陸資源の確保は容易ではなかった。日本本国では1936年に総力戦準備が国策として確定し、アウタルキー政策の確立に向けた満州国の意義がさらに重要となった。1937年1月、「満州産業開発五ヵ年計画概要」が日本の総力戦準備のための産業計画の一環として決定された。関東軍司令部によるものであった。⁽⁵¹⁾

日中戦争が勃発すると、労働行政の機構改革が実施された。警察業務は「治安部」に移管されて、治安業務が行政業務から分離され、労務動員や労働需給調整など労働行政は民生部が治安対策と関連させつつ実践することとなった。労働政策は入国統制ではなく労働力の確保と統制に重点がおかれた。また「満州劳工協会」が、労働力確保・配置機関だけでなく戦時労務動員機関としても機能させ、反満抗日運動の弾圧補助機関としても機能させることを目的に設立された(1938年1月)。満州国における労働動員の法的根拠は1938年2月公布の国家総動員法であり、労働政策の立案主体も関東軍内の労働統制委員会から満州国政府の労務委員会へと移された。国家総動員法は戦時の強制就労を規定するのみであり、関東軍参謀部の要請で、1938年12月には「労働統制法」が公布され、徴用が「平時」でも可能とされた。労働者の不当移動、争奪の防止、中国の伝統的な把头制の排除をねらいとするものであった。⁽⁵²⁾

1939年4月には「全国協定」締結により、満州国政府は満州劳工協会と行政機関を通じ、必要なときには労働力を調達できる体制を整えていった。協会は満州国内の労働統制だけでなく、入満・離満労働者の統制管理も担当し、統制実行機関を一元化した。しかし1940年末以降になると、満州国の労働力逼迫を解決できないことが明らかとなり、満州国での労働力の自給自足体制が労務行政の重要課題となった。⁽⁵³⁾

1941年9月、満州国政府は、国民勤労奉仕制度の制定、青少年団を通じての勤労精神の高揚、労務興国運動の展開の三つからなる「労務新体制」を策定した。満州劳工協会に代わって、翼賛体制

(50) 松村高夫「満州国成立以降における移民・労働政策の形成と展開」満州史研究会編『日本帝国主義下の満州』(御茶の水書房,1972年)(『満州国』における日本人・朝鮮人・中国人の移民・労働政策)松村高夫『日本帝国主義下の植民地労働史』不二出版,2007年所収),122頁以下。浅田喬二「日本植民地研究の現状と問題点」『歴史評論』300号(1975年4月)(柳沢遊・岡部牧夫編『展望日本歴史20 帝国主義と植民地』東京堂出版,2001年所収),29頁。児嶋俊郎「満州国の労働統制政策」松村高夫・解学詩・江田憲治編『満鉄労働史の研究』(日本経済評論社,2002年),29頁以下。

(51) 鈴木「総力戦体制と植民地支配」,54頁以下,57頁以下。

(52) 松村『植民地労働史』,143頁,160頁以下。児嶋「満州国の労働統制政策」,39頁以下。

(53) 児嶋「満州国の労働統制政策」,47頁。

の「労務興国会」が設立され、労働統制法も改正されて、労務興国会に労働行政、労務管理、さらに労働統制を実施する権限をもたせ、国家の直接統制による労働者確保へと政策転換した。しかも把头制が労働力確保のために活用されるにいたった。その結果、1942年には「緊急就労」によって労務動員が実行され、翌年には国民皆労制度が確立するにいたった。1943年になると、矯正輔導院や監獄の収容者も労働力として動員された。その結果、満州における労務動員数は1944年度250万人から260万人を数えている。⁽⁵⁴⁾

このように満州では日本本国への労働力動員ではなく、満州での労働力確保に重点がおかれていた。したがって入満移民政策が策定されている。朝鮮人については国防と反滿抗日運動の弾圧、中国人については不熟練労働者確保、日本人については、「五族協和」のイデオロギーのもと国防力増強、農工業の発展をめざす「満州開拓政策」として構想されたが、困難をきわめるものであった。しかし日本は他方で教育面での文化統合政策をはじめ他の諸領域における政策を策定していくだけの余地をもっていたことも事実であろう。この文化統合政策は期待されたような成果をもたらさず、満州国の内部崩壊を食い止めることはできず、満州における日本の異民族支配の矛盾を示すものであったとはいえ、ドイツとの比較でいえば、逆に日本の満州支配の余裕を示していたと考えられる。⁽⁵⁵⁾

IX 中国人強制労働

日本本国への中国人強制連行が具体的に検討されるのは1940年に入ってからである。同年3月、官民レベルで、中国人「募集」幹旋・警備への軍部関与のもとで、樺太石炭業に中国人のクーリーと捕虜を投入することを構想し、同時期に軍部も、クーリーを対象とした樺太向けの試験的「移入」、⁽⁵⁶⁾「移入」中国人の部隊組織的編成を考えていた。しかしこの時点では、石炭鉱業の企業側は監督上、労務管理上の問題から中国人労働者の日本国内への導入には消極的であった。とりあえず三企業で300人の「試験的」投入を軍上層部に提案する申し合わせをしたにすぎない。軍部以外の政府関係機関も、華北と「満州国」での労働力需要、労務管理上・治安政策上の問題から、中国人の日本本国への強制連行については反対意見の方が優性であった。1940年までは、日本国内への中国人強制

(54) 松村『植民地労働史』, 191頁以下。児嶋「満州国の労働統制政策」, 52頁以下。

(55) 松村『植民地労働史』, 146頁以下, 173頁以下。杉原達「西松建設の中国人強制連行への関与と企業責任について」中国人強制連行・西松建設裁判を支援する会編『中国人強制連行・西松建設裁判』(2001年), 102頁, 109頁以下。駒込『文化統合』, 236頁以下。ヤング『総動員帝国』, 第7章, 第9章を参照。

(56) 西成田豊「中国人強制連行政策の成立過程」『経済学研究』(一橋大学研究年報42), 2000年, 44頁以下。中国人の労働力調達は1939年7月に北海道土建業界が労働力不足と賃金高騰を防ぐために要請していた(6,100人)。杉原「西松建設」, 97頁以下。前史については杉原達『中国人強制連行』(岩波書店, 2002年), 35頁以下。

連行をめぐって、土建業界と各企業の労働力需要と労務管理・治安対策問題が対峙し、後者の利害が前者を凌駕していたことが確認できる。⁽⁵⁷⁾

当初は中国人労働動員に否定的であった対華政策の内閣直属機関（興亜院）は、1942年夏には政策を変更し、中国人労働者の対日供出に関して、①華北・「満州国」の中国人労働統制機関「華北劳工協会」を対日供出で中核的役割を果たさせ、植民地機関と連携して募集を遂行する、②供出数は少数にとどめ、漸次増加させる、③供出中国人労働者は部隊編成かつ「集団的に就労」させる、④「経費」は事業主負担とする基本方針を示した。⁽⁵⁸⁾

日本国内でも、1941年8月、石炭統制会の前身石炭鉱業連盟は日本金属業連盟とともに、中国人「移入」の促進を要望していたとはいえ、本格的な政策転換への産業界の要望は1942年の秋のことである。それを受けて日本政府は1942年11月閣議決定して、中国人「移入」対象を「華北の労務者」とし、俘虜や帰順兵なども考慮し、さしあたり鉱業、荷役業、工場雑役に対象業種を限定し、当面は「試験的」に試み、その成果をみて「全面实施」に移るものとした。それ以外の募集・斡旋の組織や方法、制度などは先述の興亜院の基本方針を踏襲していた。治安政策上の配慮が重視されていた点は看過できない。①労務管理は日系・華系指導員を媒介とした間接的管理とし、②労働においては日本人・朝鮮人との接触を禁止し、生活管理では朝鮮人住居との隣接を禁止した、朝鮮人と中国人労働者の分断統治がみられる。⁽⁵⁹⁾

しかし華北劳工協会や大使館労務課などは、経験夫の移入には難色を示し、むしろ俘虜を劳工として供出することを求めたため、華北劳工協会は、「行政供出」という形で農村の余剰労働力を組織動員していった。こうして1943年4月以降、中国人の「試験的移入」がはじまり、石炭鉱業423人、荷役業432人、工場雑役431人が三業種に均分に移入された。⁽⁶⁰⁾

1944年2月には中国人の「本格的移入」が開始された。1944年度移入計画数は、3月から6月までで、「一般募集」が9,500人、「元俘虜分」が2,400人、合計11,900人であった。それ以外に港湾荷役5,000人が算定され、産業別では土建業6,500人、石炭業2,300人、鉱業700人、造船業2,100人であった。⁽⁶¹⁾

「本格的移入」では、厚生省が事業場別「移入」割当数の案を作成し、それを府県長官宛に提示し、後者は事業場の信用、経営、労務管理の状態を調査し、問題がなければ当該事業場に「移入」斡旋申請書を書かせた。西松組などの例が示すように、企業は土木協会幹部や華北劳工協会幹部を接待

(57) 西成田「中国人強制連行政策」、50頁以下。杉原「西松建設」、100頁。

(58) 西成田「中国人強制連行政策」、54頁以下。

(59) 松村『植民地労働史』、84頁以下。西成田「中国人強制連行政策」、58頁、67頁以下。杉原『中国人強制連行』、47頁以下。

(60) 西成田「中国人強制連行政策」、69頁以下、78頁以下。杉原「西松建設」、121頁以下。杉原『中国人強制連行』、53頁以下。

(61) 西成田「中国人強制連行政策」、84頁以下。杉原「西松建設」、113頁。

して、労働力需要申請を繰り返し、中国人強制連行を求めていた。さらに現地軍と華北政務委員会も強制連行に関与するようになり、「本格的移入」は、各企業の労働力調達への利害に基づく軍官民一体の行政供出であった。⁽⁶²⁾

日本への中国人連行者数 38,935 人のうち、ほぼ 9 割に相当する 34,717 人が華北労工協会の行政供出・訓練生供出という暴力的連行によるものであった。彼らは 2メートル以上の高い塀と鉄条網で張り巡らされた収容所で収容され、武装日本兵と中国人による監視体制下におかれた。食事は一日 2 回、一回に 2 個のマントウと大根や白菜などで、量も少なく、病気になっても治療はなかった。毎日死者がでるほどの状態で、数週間ここに収容され生き延びた者が、隊に編成されて、貨物船で日本各地へ強制連行された。⁽⁶³⁾

このように、強制労働は企業や産業界からの要請にはじまり、警察と行政の力なしには不可能であった。同時に、残虐な処遇、差別的待遇や暴力支配の関与は警察・行政と配置企業の双方の協力なしには不可能であった。その意味でドイツと日本の差異はない。

X 植民地労働者の労務管理

日中戦争勃発以降、植民地朝鮮人を皇民化する「内鮮一体」がイデオロギーとして提唱された。「同化政策」による植民地住民の民族的独自性の抹殺である。しかし実際には朝鮮では皇民化は期待したほどの成果をあげなかった。総督府警務局は 1938 年に、左翼陣営の衰微、非合法運動の減少傾向、内鮮一体化の傾向を指摘していたが、日本人自身が朝鮮人との差別の消滅を拒否していた。朝鮮人を皇民化するための方策は日本人には「特権の喪失」と受け取られ、同化の進展から日本人の間で不安・不満が生じていた。一方的に皇民化を強要しつつ、朝鮮人を異民族とみなして政策を立案した。それに対する抗日武装闘争が展開し、他方で、日常レベルで日本人と朝鮮人との民族的矛盾は噴出していった。⁽⁶⁴⁾

日本における国内支配の強さの程度は、「移入」朝鮮人に対する対応の仕方に表現されている。一方で労働と生活の監視・統制、他方で精神的に拘束する「皇民化」教育という二重の規制がおこなわれた。企業側は、炭鉱でみられたように、彼らを「定着」させるために、「半島人寮」に収容し、絶大な権力をもつ日本人寮長の監視下で規律化し、生活管理した。この労働と生活の監視・統制はド

(62) 西成田「中国人強制連行政策」、88 頁以下。杉原「西松建設」、114 頁以下、121 頁以下。杉原『中国人強制連行』、55 頁以下。

(63) 山田「国家責任と企業責任」、61 頁以下。杉原「西松建設」、116 頁以下、123 頁以下。杉原『中国人強制連行』、58 頁以下。

(64) 宮田節子『『内鮮一体』の構造——日中戦下朝鮮支配政策についての一考察』、『歴史学研究』503 号 (1982 年 4 月)(柳沢遊・岡部牧夫編『展望日本歴史 20 帝国主義と植民地』東京堂出版、2001 年所収)、105 頁以下、117 頁以下。浅田「日本植民地研究の現状と問題点」、32 頁。

イツでもみられる現象である。しかし他方で、日本では、朝鮮人の「皇民化」教育もおこなわれた。これは、家族主義的な労務管理と権力主義的な取締りがセットになって実行されたものであり、「皇民化」の進んだ「半島人」を組織化して、彼らに「半島人」を管理させるシステムを構築した。しかもそこには警察権力が入り込み、警察と密接に連携しつつ、「移入」朝鮮人の規律化がおこなわれている。「皇民化」のすすんだ朝鮮人労働者に朝鮮人労働者を管理させることも実践された。⁽⁶⁵⁾

しかし朝鮮人労働者はこうした規律化に服従していたわけではない。朝鮮人労働者は規律化措置に対しさまざまな消極的抵抗をおこなったのである。厚生省が1940年3月末までに募集の承認をした数(58,134人)と実際の移入数(35,799人)の差は、「集団募集」を拒否した数を含んでいる。移入数のうち、紛争は73件発生し、逃亡者は2,171人を数えている。⁽⁶⁶⁾

紛争の原因は、内務省警保局保安課の分析によれば、危険な坑内作業への不安、労働条件の改善、福利厚生施設の完備の要求などからなり、争議そのものは自然発生的なものは少なく、怠業や罷業にいたる場合も多く、集団的行動に出る傾向があった。逃亡においては、日本での生活に慣れるにつれ、親戚知己など先住の朝鮮人の世界との関係が重要で、こうした世界との関係が存在すると、逃亡は増加する傾向にあった。保安課は、争議においても逃亡においても厳重取締りを主張している。⁽⁶⁷⁾

1939年から1942年までの朝鮮人の労働争議参加者数は5万人弱で、「移入」朝鮮人のほぼ20%に相当している。労働争議は圧倒的に炭鉱、しかも北海道に集中していた。「賃金増額」「監督者排斥」また「その他」を要求したものが多かった。1943年には235件(内34%は会社労務ないし寮係員による暴行への報復としての「集団暴行」事件)、1944年には156件発生しているが、「帰郷要求」をかかげた争議も広がりを見せている。⁽⁶⁸⁾

朝鮮人労働者の逃亡者対策においても、民族差別的な抑圧的性格が確認できる。北海道炭鉱労務部長によれば、炭鉱では、「移入」朝鮮人の3分の1、山口と九州では4割前後が逃亡していた。重要な点は、朝鮮人逃亡を阻止するための管轄が内務省警保局にあったことである。⁽⁶⁹⁾

こうした「移入」朝鮮人労働者に対し企業や政府の側は、警察と連携した抑圧的労務管理で対応した。炭鉱は逃亡防止のために周辺を板塀と鉄条網で囲んで監視し、逃亡すると逃亡者を捜索し、逃亡未遂の朝鮮人労働者は衆人環視のなかで見せしめのためのリンチを加えた。制裁の方法として鉄

(65) 戸塚秀夫「日本帝国主義の崩壊と『移入朝鮮人』労働者」隅谷三喜男編著『日本労使関係史論』(東京大学出版会、1977年)、206頁以下、243頁以下。

(66) 内務省警保局保安課「募集に依る朝鮮人労働者の状況」1940年5月1日作成。松村高夫「資料：第二次世界大戦期の朝鮮人強制連行・強制労働」『三田学会雑誌』第83巻3号(1990年10月)、265頁。

(67) 内務省警保局保安課「朝鮮人労働者の状況」、267、276頁。戸塚「『移入朝鮮人』労働者」、213頁以下。

(68) 西成田『在日朝鮮人』、297頁以下。古庄「企業責任」、27頁以下。

(69) 山田・古庄・樋口『朝鮮人戦時労働動員』、210頁以下。

拳制裁や警察署・タコ部屋留置などが実施されていたが、厚生省や内務省警保局長の方針をもとにしていた（1942年2月の「要綱」）。炭鉱企業と警察の連携的關係が朝鮮人統制を表現している。⁽⁷⁰⁾

こうした制裁は、たとえば鉄鋼統制会のように、朝鮮人労働者を含む全従業員に対する「練成」の一環として構想されていた。この練成の延長線上には「皇民化」政策があり、皇民化政策による精神的束縛も朝鮮人労働者に対しては重要な役割を果たした。強制労働と切り離されることなく一体として実行されていた。⁽⁷¹⁾

朝鮮人労働者の「皇民化」は協和会を媒介として、警察の治安対策と労務管理と一体となって実施された。「内鮮一体」化、皇民化・日本人化の効果が少ないと、朝鮮人に対する監視体制を強化し、彼らを物理的に抑圧した。協和会・警察は企業の労務担当者として一体となり、労働者の練成を図っていたのである。⁽⁷²⁾

しかし増加する紛争議や逃亡に対し、新たな規律化措置の導入をはかったわけではない。この点、国内の支配の脆弱性が重要な問題となっていたドイツとは異なる。日本はドイツでみられた規律化措置の「過激化」を伴わずして、労働力供給源の拡大を模索していくのである。

一方、「移入」中国人に対する労務管理は、「移入」朝鮮人とは異なり、中国人労働者は「敵国人」と位置づけられ、警察による管理が厳しく、暴力剥き出しという特徴をもっていた。中国人に対しては、占領地中国でもまた日本国内でも、皇民化イデオロギーによる精神に対する統制はおこなわれず、暴力剥き出しの労務管理が遂行された。こうした労務管理の民族による差異化は、朝鮮人労働者を日本「帝国臣民」として、中国人労働者を「敵国人」として異なる位置づけにし、相互に接触しないことを前提とし、さらに、朝鮮人と中国人を相互に隔離するものであった。日本人労働者、朝鮮人労働者、中国人労働者の間に重層的差別を持ち込み、彼らを分断支配した。⁽⁷³⁾

XI 結論的考察

ナチス・ドイツの外国人労働者の強制労働との比較を念頭に、日本の植民地労働者と中国人の強制労働を検討してきた。本稿を終えるにあたり、日独の強制労働の差異性と共通性を析出すること

(70) 西成田『在日朝鮮人』、273頁。古庄「企業責任」、28頁以下。山田・古庄・樋口『朝鮮人戦時労働動員』、189頁、213頁以下。

(71) 古庄「朝鮮人強制連行と企業責任」、29頁以下。山田「国家責任と企業責任」、58頁以下。戸塚『移入朝鮮人』労働者』、255頁以下。

(72) 山田・古庄・樋口『朝鮮人戦時労働動員』、217頁以下、221頁以下。

(73) 山田昭次「民族差別と蔑視」浅田喬二編『近代日本の軌跡 10 「帝国」日本とアジア』（吉川弘文館、1993年）参照。同「植民地支配下の朝鮮人強制連行・強制労働とは何か」『在日朝鮮人史研究』第28号（1998年）、61頁以下。西成田「中国人強制連行政策」、404頁。海野「朝鮮の労務動員」、127頁以下。

によって、強制労働の比較社会史的考察をおこなう。

まず日独の強制労働の差異性は以下のように整理できる。

第一に基本的な日独の違いを強調しておきたい。ドイツは外国人労働者の存在に関して歴史的に長い経験を経てきた。ヴァイマル期にはそれに対抗して自国民労働市場の優位確保に重点が置かれる制度が制定されたが、ナチ時代以前にはその制度は転換された。しかし戦時期に入って積極的に外国人労働力が導入されるようになった。その際、東欧諸国の外国人強制労働者は劣悪な労働過程に導入されただけでなく、意図的に劣悪な労働・生活諸条件のもとにおかれた。それに対し外国人労働者の歴史的経験のなかった日本は、20世紀に入って植民地朝鮮人労働者の存在を経験したが、彼らは戦時期には劣悪な労働・生活諸条件を強いられ、しかも日本社会の底辺層に位置づけられた。歴史的経験の有無にもかかわらず、この点については日独に共通性がみられる。外国人労働者の存在の日独の歴史的な差異がどのような役割を果たしたのかについては、今後、さらなる研究が必要であろう。

第二の根本的な違いは、ドイツが侵略戦争という形で領土を拡大し、外国人労働力を調達したのに対し、日本は植民地支配という形で植民地労働力の調達をはかり、その上で侵略戦争を遂行し、労働力の調達を図ったことである。日本はドイツとは異なり、「満州国」で農業開拓移民計画のみならず文化統合政策を策定し、さらには華北の占領地においても文化統合政策を策定していたという事実である。⁽⁷⁴⁾

第三に、ドイツにとっての東部占領地域と日本にとっての「満州国」の存在意義である。東部占領地域はドイツ本国のための労働力供給源として重要視されたのに対し、満州は日本のアウタルキー圏内におかれ、日本本国のための労働力供給源とはみなされていなかった。むしろ満州への労働力移動が求められていたのである。⁽⁷⁵⁾

第四に、ナチ国家指導部は、ドイツ人女性保護のイデオロギーの存在と同時に、ドイツ国民の体制批判の目を考慮せざるをえなかったがために、ドイツ人女性の重点的労働動員を実行することはできなかった。ドイツ国民を戦時体制に労働動員しえない状況のなかで、ナチ国家指導部は、外国人労働者を徹底利用する方向で労働力政策を展開していた。それに対し日本は、日本人の「国民徴用」の強化、日本人の女子勤労働員、学徒勤労働員を展開し、日本国民を強度に労働動員の対象とすることができた。日本人を戦時体制に組み込むことに成功し、その上で朝鮮人・中国人の強制労働をおこなった。日本国民の徹底した労働動員により、朝鮮人・中国人の戦時経済体制への編入の程度はドイツと比較すると低かったのである。

第五に、以上の点は国民支配のあり様に関連していた。ナチス・ドイツは、ドイツ国民の消極的

(74) 駒込『文化統合』、294頁以下。ヤング『総動員帝国』、第6章。

(75) ヤング『総動員帝国』も参照。

抵抗に遭遇し、そうした国民支配の脆弱性を前提として、異民族を労働力として徹底的に利用した。ドイツは精神的拘束なしに外国人労働者政策を展開したのである。抑圧的・弾圧的な労働者政策は、強制収容所のシステムを媒介に、外国人労働者を強圧的に支配するメカニズムと連動していた。それは国民支配の脆弱性と関連し、このシステム全体はナチス・ドイツに固有であった。それに対し日本においては、日本国民が戦時体制に順応させられ、そうした国民支配の安定性を前提として、朝鮮人・中国人を日本へ強制連行し、強制労働させた。ドイツとは異なり、肉体的抹殺の制度化にまでいたることなく国内での異民族差別を実行したのである。日本「帝国臣民」と位置づけた朝鮮人に対しては、身体拘束や労務管理の徹底化ならびに皇民化教育という二重の政策をおこない、一方中国人に対しては、朝鮮人とは分離して、労働力としてのみ民族差別的に利用し、かつ剥き出しの暴力的支配を⁽⁷⁶⁾実践した。

しかしその一方で、日独の強制労働には共通性があった。その特徴を整理すると以下に集約できる。

第一に、外国人労働者政策とその実態に関していえば、日独共に、戦況と労働力不足状況のなかで、外国人労働者の強制労働体制が構築され、実施された。外国人労働者政策は、あらかじめ存在した計画ではなく、労働力不足状況と戦況の展開と密接な関係にあり、その変化の過程で、外国人労働者政策が策定・実施された。日本も、すでに1939年段階で、日本人労働力の枯渇状況をいかに克服するかという労働市場認識の上に、「集団募集」方式で植民地朝鮮人労働者を組織的に導入する方針を決定し、実施しており、その後の状況に応じた政策を漸次、策定・実施していった。この点では、日独は共通していた。

第二に、ナチス・ドイツにおいては反ユダヤ主義が重要な役割を果たし、一方日本ではこうした反ユダヤ主義はみられない。しかし民族差別主義という観点から日独を比較すると、共通性が浮かび上がってくる。

日本では日本人、朝鮮人、中国人の間に、ドイツではドイツ人、フランス人、イタリア人、ポーランド人、ソ連人、ユダヤ人の民族差別のヒエラルヒー構造が存在し、また民族差別による分断支配がみられた。人種主義的イデオロギーたる反ユダヤ主義は民族差別主義であり、民族差別主義の構造のなかでユダヤ人が最下層に位置づけられていた。日本では、「敵国人」と位置づけられた「移入」中国人は、暴力剥き出しの労務管理にさらされ、朝鮮人とは隔離され、分断支配された。朝鮮人の下に中国人が位置づけられており、ナチス・ドイツの人種主義（民族差別主義）の構造と基本的には同じであった。

日中戦争勃発以降、植民地朝鮮人を皇民化する「内鮮一体」がイデオロギーとして提唱された。「同化政策」による植民地住民の民族的独自性の抹殺である。しかし実際には朝鮮では皇民化は期待

(76) 橋谷「植民地支配と戦争体制」, 184頁以下。

したほどの成果をあげなかった。朝鮮人を皇民化するための方策は日本人には「特権の喪失」と受け取られ、同化の進展から日本人の間で不安・不満が生じていたからである。一方的に皇民化を強要しつつ、朝鮮人を異民族とみなした政策が立案され、それに対する抗日武装闘争が展開した。日常レベルで日本人と朝鮮人との民族的矛盾は噴出していった。

日本における国民支配の強さの程度は、「移入」朝鮮人に対する対応の仕方に表現されている。労働と生活の監視・統制、精神的に拘束する「皇民化」教育という二重の規制がおこなわれた。企業側は、炭鉱でみられたように、彼らを「定着」させるために「半島人寮」に収容し、絶大な権力をもつ日本人寮長の監視下で規律化し、生活管理した。この労働と生活の監視・統制はドイツでもみられる現象である。しかし日本では、朝鮮人の皇民化教育もおこなわれた。警察権力と連携して、皇民化の進んだ朝鮮人を組織化して、彼らに朝鮮人を管理させる規律化システムを構築した。この精神的同化はドイツではみられなかった現象である。その成果は朝鮮人自身の対日批判と日本人自身の対朝鮮人観にもとづき、期待されているほどではなかったとはいえ、日本が、植民地労働者という「他者」を日本の「内なる者」に転化させようとするだけの、自国民支配の余力を保持しえていたからである。

一方、「移入」中国人に対する労務管理は、「移入」朝鮮人とは異なり、中国人労働者は「敵国人」と位置づけられ、警察による管理が厳しく、皇民化イデオロギーによる精神に対する統制はおこなわれず、暴力剥き出しという特徴をもっていた。朝鮮人労働者を日本「帝国臣民」、中国人労働者を「敵国人」として位置づける労務管理の民族による差異化は、朝鮮人と中国人を相互に隔離し、日本人、朝鮮人、中国人の間に重層的差別を持ち込み、彼らを分断支配するものであった。

第三に、軍事侵略と虐殺は程度の差はあれ、労働力不足状況と戦況の展開の中で、実施された。ドイツがポーランド侵略や対ソ戦でも、軍事戦略と同時に労働力調達を重要な課題としたように、日本では、「満州国」への主たる移民は農村部の貧農層や軍事的性格をもった武装移民であり、中国人の抵抗に遭遇した日本は、軍や省庁間の対立を内包しつつ、軍と武装移民との一体化によって「満州国」支配を展開し、労働力調達もこうした支配貫徹と連動しておこなわれた。⁽⁷⁷⁾

第四に、国内労働力と外国人労働力の二重の労働市場の背後に、外国人労働市場の二重性が確認できる。全体として労働市場の多層性がみられる。日本の場合、植民地支配という点で異なるとはいえ、労働市場の多層性は共通していた。日本では、朝鮮人労働者、中国人労働者は土建業、鉱業、荷役業、工業など、農業以外の、直接間接に軍需に関連する部門に集中して動員された。この構造はドイツでも戦時期後半期に確認できる。

第五に、国家と企業の関与という意味では、ドイツと日本の差異はない。強制連行・強制労働は

(77) 山田豪一「満州における反満抗日運動と農業移民」『歴史評論』142, 143, 145, 146号(1962年6, 7, 9, 10月)(柳沢遊・岡部牧夫編『展望日本歴史20 帝国主義と植民地』東京堂出版, 2001年所収)。

企業や産業界からの要請にはじまり、外国人労働者の強制連行・強制労働は警察と行政の力なしには不可能であった。同時に、残虐な処遇、差別的待遇や暴力支配の関与は警察・行政と配置企業の双方の協力なしには不可能であった。

以上の日独の強制労働の差異性と共通性を踏まえて、最後に、日独における国民支配・異民族支配と支配機構について言及しておきたい。ナチス・ドイツではドイツ民族至上主義や反ユダヤ主義、日本では「八紘一宇」「五族協和」「大東亜共栄圏」など、確かにイデオロギーの果たした役割は重要であった。こうしたイデオロギーだけをみると、ナチス・ドイツは異民族の排除を強調し、日本は異民族の一体化を謳っており、両者の違いは明白であるように見える。しかし、こうしたイデオロギーと現実的植民地支配・戦争目的とは区別されるべきである。現実的な戦争目的ないし植民地支配の拡大の目的は、アウタルキーと資源の確保にあった。植民地支配ないし戦争遂行の過程では、日独とも異民族を排除した。その点で日独は共通していたのである。

この共通性を認識した上で、日独の差異はこの異民族排除の仕方の違いにあったことを強調しておきたい。しかしこの仕方の違いはどこから生じたのか。これは複雑な問題であり、さらなる実証的歴史研究と比較史的考察が必要であることは間違いない。ここでは二つの要因を今後の研究課題として試論的に指摘して本稿の比較史的考察を終えたい。

一つはすでに述べたが、国民支配と占領地・植民地住民支配の安定性の問題である。ドイツでは国民支配が日本と比較して脆弱であり、この脆弱性を克服するために異民族排除を徹底せざるをえなかった。占領地域においても、異民族を排除することで、ドイツ国民の連帯性を確保しようとし、ドイツ民族の優越性を明示しようとした。それに対し日本は、帝国主義的拡張によって国内の「矛盾」を転化するというドイツと共通の性格をもっていたとはいえ、国民「支配」の相対的な安定性を前提にして、植民地支配を実行した。植民地朝鮮では「内鮮一体化」の貫徹まではいならず、かなりの抵抗に遭遇せざるをえなかったとはいえ、ドイツでの占領地域でみられたような、植民地支配の脆弱性を示すものではなかった。また満州国での支配も矛盾を含んでいたとはいえ、⁽⁷⁸⁾ドイツと比較すると相対的な安定性を示していた。軍部が当初から満州国での実権を掌握したことによって、満州における植民地支配が日本の総力戦準備を先導する役割を果たした。日本本国での強圧的支配による支配の安定性、その下での強権的植民地支配の二重性によって特徴づけられる。⁽⁷⁹⁾それゆえ、強権的支配の方法は、大量虐殺にまでは転化しなかったのである。日本とドイツが大量虐殺という意味において本質的な違いがあるということではなく、むしろ、国民支配と植民地住民支配の脆弱性・不安定性によっては日本も容易に大量虐殺の道を歩んだだろう。

(78) 駒込『文化統合』、356頁以下。ヤング『総動員帝国』、277頁以下。

(79) 鈴木「総力戦体制と植民地支配」、63頁。

本稿では、支配権力に対する人々の態度そのものを具体的に検討することによってではなく、むしろ権力側の機構と政策の展開を考察することによって、日独の支配のあり様を比較した。その意味でまだ不完全な研究にとどまっている。一方で国民の熱狂、他方で抵抗が存在し、その両者の間に、密告などの消極的な権力支援から消極的抵抗あるいは不良的な態度などさまざまな態度があった。しかも国民のみならず、国民に含まれない人々も存在した。これら全体の人々の態度様式が権力支配にどのような影響を与えたのか、日独の比較社会史的研究にとって今後の重要な課題であろう。本稿はそこに向けた一歩にすぎない。

もう一つは日独の権力構造の差異の問題である。個別権力諸集団（政治組織・軍部・官僚・産業団体・企業）がそれぞれ自己の権力基盤を背景に権限を行使するなかで、外国人労働動員政策が策定され実施された。日独双方ともけっして全体主義的ではなかった。⁽⁸⁰⁾日独を比較することで浮かび上がってくるのは、日本の方がはるかに一枚岩的、翼賛的であったことである。日本本国でも植民地朝鮮でも朝鮮人の広範な消極的抵抗が存在していた。それに対する権力側の対応は、行政・警察・企業の連携的な共同行動として特徴づけられる。それに対しドイツにおける権力側の対応は、SSと警察、行政、軍部それぞれが独自の権限と独自の抑圧機構をもって蝸壺的に権力を行使した。その構造は多頭制的であった。ナチス・ドイツにおける権力的反応の螺旋状的なラディカル化が、絶滅収容所や強制収容所を含む抑圧的な制度の展開をもたらしたのである。

（経済学部教授）

（80）日本については、山田豪一「反満抗日運動と農業移民」参照。